

令和4年度第2回滋賀県特別支援教育支援委員会(概要)

開催日時: 令和5年1月30日(月)10時~12時

開催場所: 滋賀県大津合同庁舎3階3A会議室(オンライン同時開催)

出席委員: 宇野委員、白石委員、磯部委員、桜井委員、福田建夫委員、安部委員、
福井委員、山田委員、北川委員、野崎委員、東條委員、菊池委員、深井委員、
恒川委員、境委員、長谷川委員、西村委員、田辺委員

事務局: (特別支援教育課) 武田課長、井上参事、左谷参事、岩本副主幹、西田副主幹、
大堀主査、廣部指導主事、清水指導主事、越出指導主事

【会議概要】

・開会挨拶

・議事

(1)切れ目ない支援体制の構築について

個別の指導計画および個別の教育支援計画の利活用の推進について

個別の指導計画等の利活用に関することについて(資料1・資料2)

特別支援教育の視点に立った「個別最適な学び」推進事業について(資料3①②)

(2)インクルーシブ教育システムの構築に向けて

副籍制度について(資料4)

《議事(1)切れ目のない支援体制の構築について 個別の指導計画および個別の教育支援計画の利活用の推進について 個別の指導計画等の利活用に関することについて、事務局より説明》

(会長)

今の説明に対して何か御質問があればお願いしたい。

(委員)

今出てきた関係機関等の連携だが、具体的に関係機関というのはどこを指しているのか。

(事務局)

各市町においては、それぞれの福祉機関や教育支援機関等を示している。また医療機関等もその中に入っている。

(委員)

放課後等デイサービスは入っているのか。

(事務局)

想定としては入っているが、実際の連携は少ないかと思われる。

(会長)

事務局から、一つ目に個別の指導計画等の利活用の調査結果の分析について、そして二つ目に切れ目ない支援体制の構築について、今課題とか、今後の取組についてぜひ御意見を伺いたいと聞いている。

まずはそれでは個別の指導計画等の調査結果の分析について、御意見をお願いしたい。

小学校で若干減ったのは見立ての見直しが進んでいるからではないかということもあった。

高等学校については、作成率等々も含めて目標値に達していないが、背景は母数の増加も含めて、いろいろあるということであるが、どの観点でも結構だがどうか。

小学校の先生に伺いたい。

(委員)

先ほど小学校の率が少し下がっているということで、実際問題、個別の指導計画を作成して、その後利活用という点になってくると、平成19年から特別支援教育になって、特別支援教育コーディネーターが入れ替わってきており、基本の書き方とかそういったあたりで困っている学校も中にはあると聞いている。校内の中で、作っているというところで安心してしまって、教室の中で活用していくことや次の学年にというあたりに関しては、課題になっているところも多いというところで、通級指導教室に送られてくる書類も質問をしないと抜けていることもあるので、率もだが、中身についても、少し10年ちょっと経ってきているので気になっているところである。

中学校や高等学校のほうでも変化があるということでありがたい。

(会長)

高等学校の状況なども御発言いただけるかと思うが、いかがか。

(委員)

説明にあった、いわゆる保護者や本人の同意を取るのがやはりネックになっているのかと思う。

やはりそこは特別支援教育コーディネーターが中心になって、どれだけ担任や学年、それから保護者との仲立ちをしながら関係性を深めていくかということになってくると思うので、やはり特別支援教育コーディネーターの力量というのが大きく左右してく

るのではないかと思います。

研修等やっていただいているので、それが充実したものになるよう、引き続きお願いしたいと思う。

(会長)

特別支援教育コーディネーターの力量向上というところが一つの課題ではないかとおっしゃっていただいた。

続けて2点目、切れ目ない支援体制の構築に向けてということで、これについてもいろいろと御意見を伺うことができればと思っている。

(委員)

ここにはないが、高等学校で感じているのは、近年高等養護学校を受検して入学不許可になり、高等学校に入学しているという生徒が少なからずいるというふうに聞いているが、実際その部分を高等学校で把握していないという状況があるので、本人・保護者のニーズにあった支援が高等学校でできているのかどうかということは懸念しているところであるので、もしそのあたりの把握状況がわかれば教えていただきたいと思う。

そういうことが分からなければ、そのような心配をしているということだけお伝えしておきたいと思う。

(会長)

高等養護学校を入学不許可になって高等学校にというような生徒がいるのではないかとことだが、この件について何か御存知の方がおられたらお願いしたい。

(委員)

実際に入学不許可になられて高等学校の方に入学されたという実際のケースは存じ上げないが、特別支援学校の高等部への相談対応の中では、中学校を卒業されると次の選択肢として高等学校それから高等養護学校、高等部が並列で考えられているケースもある。

教育課程の違いや生徒自身が何を学びたいのかというところを中学校の先生にお返しする、また保護者にもそこを考えていただくように返していく中で、整理はされているかと思うが、特別支援学校の立場としても心配な部分である。

(会長)

私もそういうことがあるとは少し聞いているが、委員が言われたような、並列に置きながら考えているというような実態はあるかと思う。

(委員)

今ちょうど話題になっているので、本校愛知高等学校には高等養護学校が併設されているが、例年、進学相談会の中で高等学校との違いを質問される保護者がおられる。今、高等養護学校の中ではどのように高等養護学校という学校を、中学校の先生や保護者、生徒にもそうだが、きちんと伝えていくか、「高等」がつくので高校と同じような形で考えられるケースが多いように思う。高等学校とは全く違うものである、高等学校の卒業資格が得られるわけではないし、基本的に進学というようなことは考えていない。3年間かけて就労を目指して取り組んでいく、そういう学校であるということをきちんとお伝えして、高等学校と同じように同列に考えていただくというようなことは、最終的には生徒の不幸に繋がりがかねないというふうに考えている。

県内に高等養護学校が4校あるが、それぞれ連携をとりながら、いかに的確に高等養護学校の情報を発信していくかというところが課題になっているのではないかと考えている。実際に高等養護学校を入学不許可となって高等学校へというようなことを、私も聞いたことは今のところはない。

(会長)

高等養護学校ということの理解をさらに進めていく必要があるのではないかと御意見をいただいた。しかし、もしかしたら中にはその就労を丁寧にしてくれるところを、親御さんの思いとしてある場合もあるのかもしれないと思う。そのあたりは今それぞれのところで意識しながら、情報収集も含めて考えていく必要があると思う。

他の観点についていかがか。切れ目ないというところで、それぞれの立場からいかがか。

(委員)

切れ目ないということに関して、福祉の領域でも平成19年から教育と福祉の連携ということで、ずっと課題として挙がってきていると思うが、各圏域に自立支援協議会というものがあり、そこで発達障害部会や、児童部会といった形でそれぞれの圏域ごとに行われている。教育と福祉の連携の研修会を企画して継続して何年も取り組んでいる圏域もあるが、実際なかなかその教育の分野から先生方の参加が安定しては増えていないということがあり、そもそも企画する段階でもっと一緒に企画していけると良いのではないかとと思うが、先生方がそういう福祉の領域の研修会などに出やすいような体制になっているのかどうかといったことについては、また御検討いただきたいと感じている。

特別支援教育コーディネーターの先生方は、私達もいろんな研修会でお会いする機会がここ数年増えてきていると感じているが、そこで知った情報や出てきた具体的な繋がりと、それぞれの学校で先生方にどのように共有していただいているか。私達のほうでは、この先生だったら話が通じるが、また別の先生であるとちょっと難しかったみたいな経験することがあるので、会議に出てくださいました先生方から現場の先生方

に繋がる仕組みをしっかりと作っていくということが、まだまだ課題なのではないかと感じている。

(会長)

教育と福祉の連携ということで、何か研修企画するという事なども御提案いただいた。

福祉であると、卒業後のところも含めて御意見をいただきたいが、いかがか。

(委員)

関係機関との繋がりということでは、子どもの年齢によって対応されている部署が繋がっているところが少しずつ変わっていくかと思うが、特別支援学校であれば、小学部の段階が就学前の機関と、高等部は卒業後を見据えているので労働行政や福祉関係機関などと、幅広く関わっている。

大人側はそういうふうに関わりの場や機会があるし、県の方でも福祉機関と、関係の方々と教員と一緒に話し、情報共有をさせていただく場も提供されているかと思うが、そういう繋がりを学校側も積極的に作っていかないといけないというのは改めて思う。高等学校や高等部を担当している者から中学校の先生へ、中学校から小学校へというふうに、大人側の繋がりは大事なかなと思っている。

実際に子どもの立場からもその必要性はあると感じている。以前に担任していた高等部の生徒は、在籍中からいろんな家庭のことも含めて自分の将来も含めてどこにどういうことを相談できるのかということと一緒に探ってきた。高等学校でも一緒だと思う。情報提供は学校としてするし、きっかけ作り、どういうふうに相談をしたらいいのか、例えば会議であれば、その会議の中でどういうスタッフがいてくださってどういう内容をそこで喋るとか、それが自分にどういうふうに関わっていくのかということと一緒にやりながら卒業後も少しフォローしていたということがある。そういうことを考えると、やっぱり小中高、就学前も含めて大人の方の繋がりを作っていくその仕組みは大事だと思う。

(会長)

大人側と併せて、本人子ども側からも相談しやすくしていくことについて御意見を頂戴した。

(委員)

ちょうど今切れ目のないということで福祉の話が出たので何うが、どなたに何えばいいのかかわからないが、確か国がトライアングルプロジェクトと言って、福祉と教育と、それから保護者のトライアングルで切れ目のないことをやっていこうと、たしか平成が終わる頃に言っていたと思うが、そういう観点でいうと、特に先ほど関係機関とはどこ

ですかと聞いたが、放課後等デイサービスみたいなところは毎日行く、学校と同じように毎日行っているということで、子どもの活用でいうと非常にウエイトが大きい。親御さんも、何曜日はどこ行って何曜日はどこ行って、というようなことをしっかりと計画してくださっていて、そこに合わせて行っているわけであるが、あそこはちょっと勉強みたいなことをしてくれるし、あそこは非常に楽しく遊んでくれるとか、その放課後等デイサービスの売りがあると思うが、いろいろ聞いていると学校とは全然やっていることが違うというようなことを、親御さんからしたらニーズに応じて使いわけしておられるようであるが、そういう点では、それぞれが支援計画を持っているようであるが、この子に関してどこがどんな役割を担いましょうみたいな、そういう点での連携というものが必要ではないかという気がする。

どのぐらいされているのか、そういう視点がどのぐらいあるのかというか、そういうところを知りたいと思うがどうか。そういう繋がりが卒業後、義務教育終了後も、福祉に繋がっていくことになりやすいというか。事業所が振り分けたり計画したりしているわけですから。

(会長)

事業所も本当たくさん多様にあるので、そのあたり難しさもあるのかもしれないが、この件についてどなたか。

(委員)

事業所と学校の情報共有ということでは、本校では、定期的に年2回ほど学校で行う。定期的なものが2回あるということに加えて、随時出かけていったり来ていただいたりしながら話し合いをしており、できるだけ保護者にそれをお返ししていけるような努力もしている。

(会長)

年に2回されている学校ということの例を出していただいた。

(委員)

いろいろな機関との連携という話が出ていたが、就学前の子どもは児童発達支援等の福祉サービスを利用されているケースも多くあり、その事業所の方から園での姿を見学したい、園での様子を情報提供してほしいと来られることがある。そのような福祉の機関との連携もあるが、就学前の場合は、生まれてから保健センターや発達支援センターなどにかかっている子どもも多く、初めての集団としての幼稚園や保育所等との繋ぎ目を丁寧に行っている。

また、育てにくさから親の関わりがその子にとって適切でなく愛着関係がうまく構築できず、虐待的な関わりになったり、本来持って生まれたものでない障害が後天的に出

てきたりするなどの課題も感じている。それぞれのステージで気付いたときに関係機関と連携をとっていく必要がある。

(委員)

切れ目のない支援体制の構築に向けて、福祉の側で感じている課題をお話できればと思う。

教育機関から福祉医療に対する連携の働きかけは十分行われているのかという問題意識を持っており、在学中の子どもに対する支援の必要性に最初に気づいていただけるのはやはり教育機関かと思っている。

教育機関の方だけで抱え込まずに福祉や医療と連携して子どもに必要な支援を構築できるような働きかけを行ってほしいと思っている。

障害福祉課では、教育や福祉などの関係機関から医療に繋ぐときに参考としていただくマニュアルを今作っている。適切な支援に繋がるように、保護者や学校から、市町の発達支援センターや発達課にも相談してほしいと思っている。今年3月にマニュアルが完成する予定で、学校の先生の集まる場でも説明させてもらおうと思っている。3月以降にお配りできるので活用も検討いただき、先生方からも福祉や医療にも積極的に連携いただける環境作りに御協力いただきたい。

ただ今日の資料を読ませていただいて、中学校から高等学校に引き継ぎがあった生徒の個別の指導計画等の利活用率7割という数字が書かれており、作成率も十分高い状況かとは思いますが、実際の活用シーンでどのように活用されているかや、先生が十分位置づけ等理解した上で支援に当たられているのかといった点は気になった。

最後はやはり本人に過不足なく支援が行われているということが重要かと思うので、本人の支援に当たって課題があるのであれば作成率が高いからOKというわけではなく、そこを深掘りし、しっかり機能する個別の教育支援計画にブラッシュアップしていくことが重要であると感じた。

(委員)

皆さんの意見とも共通しているが、先ほど現場の委員からも御発言があったが、この率の話が出ると、率も大事だけでもやっぱり中身が大事じゃないかという議論が毎回続いていると思う。

資料2の3ページでその辺の課題ということで、一番初めに十分なアセスメントが必要であるということ、これはもう書いていただいているとおりでと思う。私ども福祉の世界でもどう支援をしていくかという前に、どう見立てたかということが非常に重要で、アセスメントとプランニングは分けて考えなさいというふうに常々言われている。そのことをまさにこの課題のところで挙げていただいていると思う。

今後の取組でもそこを踏まえて考えていただいているとは思いますが、先ほど来、話が出ているように、いろんな機関で子どもたちが見せる姿というのはそれぞれ違うということ

ころもあると思うので、しっかりアセスメントをするためには、いろんな機関との情報の共有や連携が必要だと思う。今後も引き続き、その辺に重点を置いて取り組んでいただければと思うし、私どもも連携していきたいと思う。

(委員)

先ほど委員もおっしゃっておられたが、放課後等デイサービスの利用であるとか、時々医療機関、私どももそうであるが、放課後等デイサービスを利用するにあたっての診断書と放課後等デイサービスの指導方法についての文書をというようなことを求められる。私たち医療は、指導は専門ではないので、その辺のことも横の機関との連携というのは、個別の指導計画あるいは個別の教育支援計画、縦は個別の教育支援計画で連携するものかなと思っていたが、その辺の放課後等デイサービスの利用にあたって、県の教育委員会として放課後等デイサービス等の福祉機関を利用する際の指針があるかお聞きしたい。

高等学校への IEP（一人ひとりの個人に対応した学習計画）の引き継ぎの率の件であるが、これについてもグロウアウトしていった問題が目立たなくなり引継ぎが必要なくなるケースというのももちろんあるが、小中学校で個別の教育支援計画の作成の際にこういう計画の性格として、生涯にわたる切れ目のない支援というのは前提で作成されるものであるから、作成時に高等学校とかあるいは高等学校卒業後、福祉への引き継ぎをするものですというふうに保護者に説明し同意を得ておけば進学に際し保護者の方が引き継ぎを拒否されるという率も減るのではないかと思うが、そのあたりの作成の際に IEP の性格というものを保護者に説明して作成しているかどうかということも併せてお聞きできればと思う。

(会長)

県として放課後等デイサービスとの連携なり、活用というのは何かあるか。

(事務局)

放課後等デイサービスはこの 10 年間で利用される方も増えており、施設も増えていくと思うが、あくまで福祉のサービスですので、教育委員会としてそれを使う使わないのガイドラインというものは特に作っておらず、当然関係機関の一つとして連携していただくということで先ほどあったように、例えば個別の教育支援計画も保護者の同意が得られれば、そういった機関と共有しながら、こういった指導が、この子はこういう配慮が必要だと、特に医療的ケアの子どもであればこういうような必要性があるということをお丁寧に伝える必要があるので、そういう意味では非常に連携していく必要があるところは認識はしている。そこを使用される、されないも、これは保護者であるし、先ほど言ったようにどのサービスを選ぶということも保護者である。それも利用の状況等は御家庭の状況によっても回数とかいろいろあり、そこは福祉の部分であるので、そういう意

味では連携の必要性は非常に認識しているが、具体的に利用されるされないに関するガイドラインというのは、教育委員会が作るものではないと思っている状況である。

(会長)

あらかじめ引き継ぎもしますと言われると、もう、その時点でそういうことを拒否されてしまうようなことがあるのかと思うと、そのあたりはそのときの保護者のいろんな思いに寄り添いながらされているというのも現状としてあるのかと伺いながら思った。

それでは次に移らせていただく。特別支援教育の視点に立った個別最適な学び推進事業についての説明を事務局からお願いしたい。

《議事(1)特別支援教育の視点に立った「個別最適な学び」推進事業について、事務局より説明》

(会長)

活用チェックリストの前回の御意見をたくさんいただいた。今の御説明について御質問があればと思うがいかがか。よろしいか。

今後また取組を進めていただくということでよろしくお願いしたい。

では議事2番目に移る。インクルーシブ教育システムの構築に向けてということで、また事務局の方から御説明をお願いしたい。

《議事(2)インクルーシブ教育システムの構築に向けて 副籍制度について、事務局より説明》

(会長)

副籍制度1年目の状況、成果、課題、丁寧に報告いただいた。それではまず今のご報告について質問があればお願いしたい。

ないようなので、御意見をいろいろ伺うことができればと思う。課題としてもいろいろ出されており、今後も持続可能な取組にしていくための方策であるとか、あるいは最後の課題のところに出されていた実施回数を増やしていく、あるいは中学校での副籍制度の実施、さらに障害種の拡大、このあたりが課題として出されているが、それぞれの立場でいろんな御意見を伺うことができればと思う。

(委員)

最後の課題のところでも御説明があったが、先ほどからの連携とか個別の教育支援計画や個別の指導計画の活用についても、想定されているところでやはり中心となって活動して回していく人間がいるということがあり、現状ではやはりそこは特別支援教育コーディネーターとか教頭になってくるが、なかなかその業務負担が大きいということこ

ろもあるので、課題のところで言われた特別支援教育コーディネーターの全校種の専任化、定数化を図っていただくということは強くお願いできるといいと思う。

(会長)

特別支援教育コーディネーターの定数化の強い御要望ということで、他いかがか。委員の中で、実際に今年度の状況もあったが、何かあれば発言をお願いしたい。

(委員)

盲学校では、先ほど報告にもあったように、地域の小学校から2名の児童が交流に来てくれた。盲学校は、療育教室を幼児のころからやっているの、付き合いが長いので、児童も知っているし、教員も知っているということで、その辺のところのハードルは低いと思う。

しかしやはり特別支援学校に副籍を置くということを希望した小学生の児童が30%弱というところが何かというところは探っていないといけないというふうに思っている。弱視学級が17学級ぐらい地域にあるというのはつかんでいるので、そちらの方が学校教育法施行令第22条の3に該当していない児童もいるということもあるので、先ほど報告があった教育相談と目的が違うので、逆に学年がないということでもいろいろ問題が生じているので、やはり教育相談との棲み分けということと、巡回指導とそういうところも弱視学級との連携については盲学校も考えていかないとけないと思っている。

ある市の弱視学級の児童の申請がうまくいかなかったということを聞いており、地域の方と市の教育委員会とうまく連携ができてなかったということも実は聞いたが、その辺のところをしっかりと連携をすることによって弱視学級の児童も本校に来ていただけたらと思っており、しっかりとその辺のところはやっていきたいというふうに考えている。

(会長)

学校教育法施行令第22条の3に該当しない弱視学級にいる子も母数になつての3割か。

(委員)

それはわからない。

(事務局)

入っていない。学校教育法施行令第22条の3に該当する子が母数になっている。

(会長)

学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当する子のうち、3 割とのこと。
市町教育委員会との連携の課題も出していただいた。

(委員)

聾話学校の場合は、専門性というところでは、教育相談や巡回相談を通して、センター的機能を発揮させていただいている。副籍については、同学年の子どもと一緒に取り組むという要望は大きいのかなと思う。本校の場合も、盲学校と同様に、校区が全県ということで、栗東市に学校はあるが、そこから遠いところでは長浜市の北部の方まで教員も出かけている。事前の打合せ、当日の副籍交流、事後の打合せ等と、オンライン(会議)も活用しながら取り組んでいる。副籍校では、いつも温かく迎えていただき楽しくやっているということは聞いている。

また副籍交流と別にはなるが、同じ聴覚障害を有する子どもたちとの学習の機会というところでは、同じ学年で、難聴学級 3 校と本校とでオンライン学習を学期に 1 回ぐらいずつぐらいで取り組んでいる。本校は、学年で 1 名という在籍もあるので、その辺りは楽しみにしており、しっかり同じ学年の子どもたちと交流ができるということで、良い機会となっている。

あとは、副籍の子どもたちと 1 日交流はするが、午前中は校外学習と一緒に行って、例えば県庁の見学とか、そういうことをやりながら、また一緒に学校に帰ってきて、午後から校内での取組ということもやっており、せっかくの複数で取り組める機会だから、校外学習でも交流するとか、そういうふうなことで取り組ませていただいております。本校ならではのところはあるのかと思う。

副籍交流は、全県で取り組まれており、小学校も含めながらだが、特別支援教育コーディネーターの定数化にも繋がることであれば、それはとてもありがたいと思っている。

(会長)

この制度だけではなく、交流という形でオンラインとか、いろんな形でされているということであった。

(委員)

特別支援学級通級指導教室設置校長会で、1 月 24 日(金)に全国の特別支援学級通級指導教室の校長会の研修会があって参加させていただいた。その中でいろいろ今後の取組についての話があったが、この校長会の中で話が出ていたのは校長先生自身の専門性、小学校中学校の校長先生で特別支援学級を担当されたことがある先生が 30%程度ということで校長先生の専門性も高めていかないといけないのではないかなという話がある中で、今後の取組について様々な研修会を開いてくださると思うが、特別支援教育コーディネーターの方をターゲットにすることで各学校の専門性を高めていただけたらと思う。

たまたまその中で、奈良県の特別支援教育の推進ということで話があったが、特にその中で高等学校のことがあり、高等学校における特別支援教育の推進ということで高等養護学校の分教室を高等学校に3校設置しますとか県立高等学校や山辺高等学校に知的障害のある生徒を対象とした自立支援農業科を設置というようなこともお話を聞かせていただいた。県の目玉として進めておられることだと思うが、滋賀県としては、この副籍の事業をどんどん進めていくということを中心に考えておられるのか、これを中学校だけでなく高等学校にも広げていただけるのか、通級指導教室も今後また増えていくのかみたいなこともちょっとお聞かせいただきたいのと、たまたまこの前は奈良であったが、令和6年度滋賀県の方でこの設置校長会の大会を開かせていただくことになるが、その時には本県の特別支援教育課の皆様にはお助けいただきたいと思うし、この委員会の先生方にもいろいろ御協力いただけたらなというふうに思って、ちょっとお話を聞かせていただいた。

(会長)

県の今後のインクルーシブ教育の推進に関わって、高等学校であるとか通級指導教室のこととかあったがいかがか。

(事務局)

副籍については、基本的には地域とのつながりということを見ると、やはり義務教育の小・中学校でということになるかと思われる。高等学校については、魅力化の取組ということで、もうすぐ計画の方も発表されるが、いろんな高等学校の中でやはり多様な生徒、多様な子どもたちのニーズに応えるところを中心にやっていこうというようなことを高等学校もいくつか出されるかと思う。そちらのほうで確認していただく必要があるかと思う。また高等学校の今後の特別支援教育については従来から本課がやっている巡回指導であるとか、支援員の配置という部分ではやっていく必要があるかなと思うが、副籍については高等学校の方でということは特に今のところは考えてはいない。通級指導教室に関してもその魅力化の中で、検討されているようであるので、またそういった計画の中で随時明らかになってくるのではないかと思う。

(委員)

感想であるが、日本の特別支援教育のあり方自体が国際的に批判を受けている状況であるので、滋賀県のこれからのことを考えて、分教室をどれくらいの規模で置いていくかということを考えながら、何年後かに来る改革に向けて計画的にしていかれたほうがよいと思う。

(会長)

本当に大事な御意見をいただいた。副籍についてはよろしいか。今後2年目の中でま

たいろいろ課題もあるかとは思いますが、今後ともよろしくお願ひしたい。

委員の皆様から本当に多くの御意見をいただいた。今後の具体的な課題ということで、いくつか出されたので、事務局で御意見を御検討いただき、今後の制度の推進に繋げていただけたらと思う。

以上で本日の議事についての協議を終了する。

- ・報告 「小・中学校への特別支援学校分教室設置」に関する研究について

- ・閉会挨拶